

☆「紛争解決には戦争しかないのか？」

☆ウクライナ戦争の収束が見えない中、今度はイスラエルとハマスの戦争が勃発しました。紛争解決には戦争しかないのでしょうか？

(一) 戦争は政治の延長だという考え

◆「戦争は他の手段をもつてする政治の延長である」と言った人がいました(＊)。これは戦争の定義であって、戦争する事は許されると言っているのではありません。
(＊一九世紀半ば、今の北ドイツのクラウゼヴィッツという軍人の言葉です)

◆しかしこれをもつて、世界の政治家のほとんどは、戦争は政治の延長なのだから紛争解決のために戦争することは正当だと考えています。

◆その意味では、ロシア、ウクライナ、イスラエル、ハマスの指導者たちの考えも、悪い意味で皆共通しています。

(二) 国連憲章は戦争を否定している

◆一九四五年、第二次世界大戦の悲惨な結果を教訓として、紛争の解決に戦争をもつてするやり方は間違っているとして国連憲章ができました。

◆その第一章(目的と原則)第二条に「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を(中略)、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」とあります。

◆これからみて、いま進行中の二つの戦争はいずれも国連憲章違反なのです。

(三) 日本国憲法はもっと徹底している

◆日本も先の大戦の過ちと教訓から新憲法を作り、その第九条で戦争を永久に放棄し、軍備の保持も放棄しました。

◆その内容をご覧下さい(裏面)。国連憲章よりさらに徹底した非暴力、非戦非武装の宣言です。憲法に照らしてみても、今の日本の姿は正しいでしょうか？

◆私たち浜松市憲法を守る会は、憲法の理念から「武力で平和はつくれない、非軍備、戦争放棄を謳う日本国憲法こそ平和への道」だと信じます。

◆その意味で、紛争当事国は非戦非暴力で解決にあたるのが、最も正しい対処法だと信じます。双方のおびたらしい命の犠牲と瓦礫の山は最少となるでしょう。直ちに停戦し外交で話し合うべきです。皆さんはどう考えますか？

二〇二三年十一月十二日(日) 護憲平和行進(通算681回目)
★浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合



日本国憲法「第二章 戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認」

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。